

(経済センサス-基礎調査・経済構造実態調査)

調査実施者説明資料

(審査メモで示された論点への回答)

総務省統計局

経済産業省調査統計グループ

I 経済センサス - 基礎調査の変更

1 今回申請された計画

(1) 今回の調査計画の変更の背景

【論点】

特になし。

(2) 調査の目的の変更

【論点】

a これまでのDB整備事業の効果・実績（照会事業における回答の状況や、DBの提供状況）はどのようになっているのか。特に、基礎調査で把握しようとしている単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）の基本的事項（産業、従業者規模、売上高等）について、どの程度活用されている実績があるのか。

【回答】

総務省では、統計法第27条第1項に基づき、正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における報告者負担の軽減に資することを目的として、平成25年から事業所母集団データベース（以下「事業所母集団DB」という。）の整備を行っている。

具体的には、統計調査結果（経済センサス - 基礎調査、経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査）及び行政記録情報を活用して整備を行っており、毎年、基準時点である6月1日現在の情報を当該年の「年次フレーム」として、各府省・地方公共団体等に提供している。

行政記録情報の活用については、「労働保険情報」及び「商業・法人登記簿情報」に基づき把握した新設及び廃業の候補となる事業所・企業への照会業務（※）を実施した上で、事業所母集団DBを更新している。

※ 統計法第27条第1項に基づいて行うものであり、現在は、行政記録情報（「労働保険情報」及び「商業・法人登記簿情報」）を端緒として、以下を実施している。

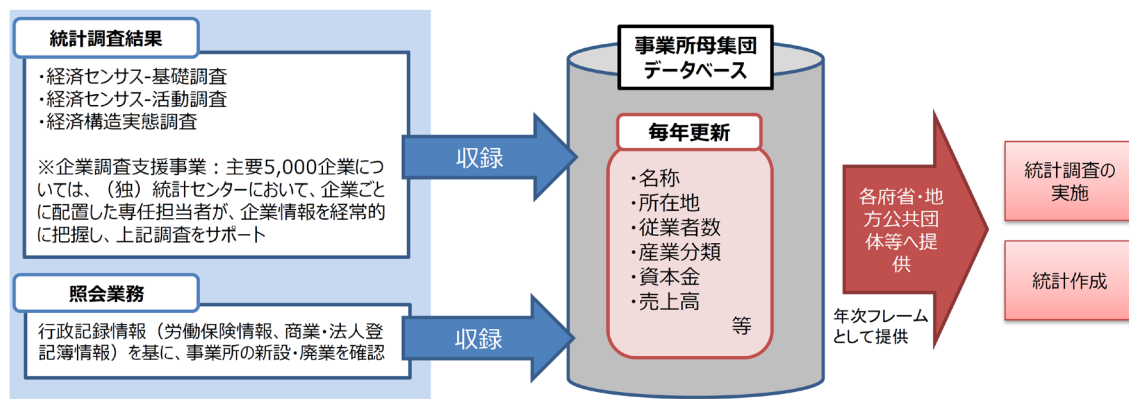
①新たに事業を開始したと考えられる事業所・企業に対し、オンライン又は郵送により、売上金額、従業者数、事業の内容等、事業所母集団情報として必要不可欠な基本的事項を把握

②廃業したと考えられる事業所・企業に対し、架電により事業の実施状況を確認

これらの照会により、年間で約16万件の新設・廃業情報を収集し、事業所母集団DBを更新している。

令和5年度以降は、既存の複数事業所を持つ法人を対象に追加して照会業務を実施し、事業所母集団DBの更新範囲を拡大することを予定している。

(事業所母集団データベースの概要)



統計法第 27 条第 2 項に基づく、事業所母集団 D B に収録されている母集団情報の提供実績（過去 5 年度分）は、以下のとおり。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国の行政機関	46	42	52	37	52
都道府県・政令指定都市	93	81	141	113	120
上記以外(市町村等)	—	—	52	68	90
合計	139	123	245	218	262

※ 平成 30 年の統計法令の改正により、母集団情報の提供先として市町村等が追加となり、また、提供目的として、事業所に関する統計調査に加え、事業所に関する統計を作成するための意識調査等も追加となったことから、令和元年度以降の提供件数が大幅に増加している。

また、令和 3 年度の提供件数 262 件のうち、抽出対象として単独事業所法人や個人経営の事業所（雇用者あり）を含む提供実績は以下のとおり。

	提供件数	（基本的事項の提供件数）		
		産業分類	従業者総数	売上金額
総数	262	212	131	51
うち単独事業所法人を含む	261	211	131	51
うち個人経営の事業所(雇用者あり)を含む	249	200	121	47

【参考】統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（事業所母集団データベースの整備）

第二十七条 総務大臣は、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体をいう。第二十九条第一項において同じ。）の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査その他の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出
- 二 その行う事業所に関する統計の作成

【論点】

- b aの実績にも照らし、基礎調査により、単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）を含めて、中間年に一度基本的事項を把握する効果は何か。基準年の活動調査による把握のみでは不十分な理由は何か。
- c 令和元年基礎調査に係る統計委員会答申（前記（1）イ）への対応として、今後のDB整備の方向性や基礎調査の役割は妥当か。過去の基礎調査のような方法（調査時点における調査員による実地確認を経て全ての事業所の活動状況を把握し母集団DBに反映）と比較して、経済構造統計の体系的な整備や、母集団DBの適切な整備の観点から、メリットがデメリットを上回るといえるか。

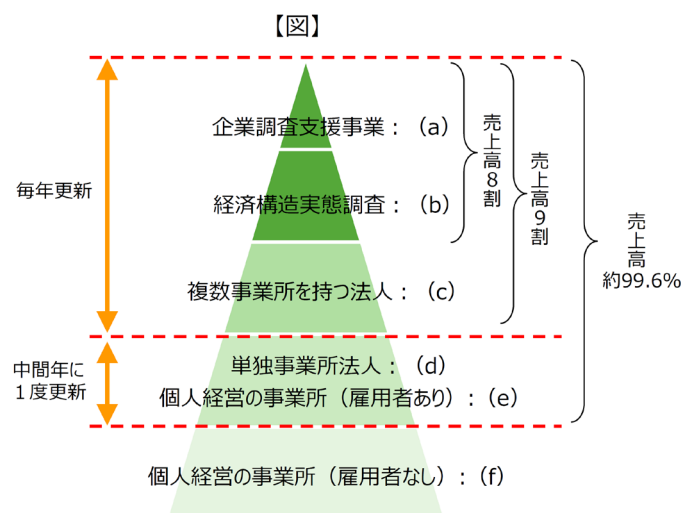
【回答】

経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業等を対象とする統計調査の母集団情報の整備を主な目的として、平成21年度から5年ごとに実施しており、事業所・企業の産業分類や本所・支所などの企業構造等、経済センサス - 活動調査の実施に必要な母集団情報を中間年（経済センサス-活動調査の実施年以外の年）に整備するものである。

平成21年、26年と2回の調査を実施したところであるが、調査員が外観から把握することが困難な事業所の存在が課題となったため、前回調査（令和元年基礎調査）では、法人番号公表サイトから事業所母集団DBに存在しない法人を調査対象名簿に追加した上で、調査員が実地に事業所の活動状態を確認することにより調査を実施し、事業所母集団DBのカバレッジを拡大した。これにより、基礎調査をオンライン・郵送で実施する基盤が整備された。

他方、前回調査では、調査票の配布を新規に把握した事業所のみとしたため、中間年における事業所母集団DBの有用性の向上のためには、既存の事業所・企業の基本的事項の更新が課題となった。このため、基礎調査及び照会業務における基本的事項の更新範囲や頻度について、令和3年4月から有識者を交えた「事業所母集団データベース研究会」において検討を行い、今後の方向性を取りまとめた（※）。事業所母集団DBの存続事業所・企業の基本的事項の更新イメージはp4の図のとおり。

※令和4年8月30日に開催された統計委員会企画部会令和4年度ワーキンググループ（基本計画改定に係るWG）の第2WG（経済統計WG）第4回会合において、今後の方向性について報告。



(参考) 今後の事業所母集団DB更新に係る統計調査及び照会業務の実施予定

令和3年度 (基準年)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 (基準年)	...
	中 間 年					
経済センサス - 活動調査 【図(a)~(f)】	経済構造実態調査 【図(a)及び(b)】 照会業務(新設・廃業のみ)	経済構造実態調査、 照会業務 【図(a)~(c)】	経済構造実態調査、 経済センサス-基礎調査 【図(a)~(e)】	経済構造実態調査、 照会業務 【図(a)~(c)】	経済センサス - 活動調査 【図(a)~(f)】	...

※ 照会業務は、令和4年度までは行政記録情報（「労働保険情報」及び「商業・法人登記簿情報」）に基づき把握した新設・廃業の候補となる事業所・企業に対して実施していたが、5年度以降は複数事業所を持つ法人（c）を対象範囲に追加して実施。

- ・複数事業所を持つ法人（【図】（c））については、今後、企業調査支援事業と経済構造実態調査の実施と合わせて、売上高や従業者数等の基本的事項を毎年更新することを予定している（基礎調査実施年は基礎調査、それ以外の年は照会業務により実施）。これにより、既存の事業所・企業のうち売上高全体の約9割を占める部分について、事業所母集団DBの基本的事項が毎年更新されることとなり、企業の合併・分割等による本所・支所構造の変化を高頻度で把握することが可能となるため、事業所母集団DBの整備に大きく寄与することが見込まれる。（メリット①）
- ・また、単独事業所法人（【図】（d））及び個人経営の事業所（雇用者あり）（【図】（e））についても、論点aの回答（p2）でお示ししたとおり多くの活用実績がある。基礎調査の実施により、既存の事業所・企業のうち売上高全体の99.6%を占める部分について事業所母集団DBの基本的事項が中間年に1度更新されることは、利用者にとって十分なメリットがあるものと考えられる。（メリット②）さらに、基礎調査実施の2年後となる次回の活動調査に向けた母集団情報の整備にも資するものである。（メリット③）
- ・一方、中間年において、個人経営の事業所（雇用者なし）の基本的事項の更新が行われないこととなるが（デメリット）、事業所・企業の売上高全体に占める割合は小さく（0.4%程度）、リソース配分や費用対効果の観点から、基準年において更新することを予定している。

(3) 調査対象の範囲及び報告者数の変更

【論点】

- a 令和6年基礎調査の実施に係る調査対象名簿の整備については、個人経営の事業所（雇用者あり）も含めて、いつの時点で、どのような情報を用いて、どのように新たな事業所を把握するのか。調査対象の範囲に照らして、調査対象名簿の整備方法は適当か。
- b 前回までの基礎調査は、次の活動調査の名簿整備という役割もあったが、令和6年基礎調査では、個人経営の事業所（雇用者なし）を把握しない点について、令和8年活動調査に向けて、支障はないか。

【回答】

① 本調査の母集団名簿の整備：論点 a

本調査の調査対象名簿については、令和3年経済センサス - 活動調査の結果を基に、それ以降について、令和4・5年の経済構造実態調査及び照会業務の結果、行政記録情報（労働保険情報※、商業・法人登記簿情報）及び法人番号公表サイト情報を活用し、調査実施（令和6年6月1日）直前までの情報を反映することにより、整備を行う予定である。

※労働保険情報は、労働者災害補償保険（労災保険）情報及び雇用保険情報から成り、事業主は、労働者を1人でも雇っている場合には労災保険に加入する必要があることとされている。このため、今回調査対象の範囲から除いている個人経営の事業所（雇用者なし）以外の情報は行政記録情報から把握可能となっている。

② 個人経営の事業所（雇用者なし）を把握しない理由等：論点 b

p4でお示ししたとおり、個人経営の事業所（雇用者なし）の売上高の事業所・企業の売上高全体に占める割合は小さく（0.4%程度）、リソース配分や費用対効果の観点から、基準年において更新することを予定している。

なお、調査対象事業所数で見た場合においても、令和元年基礎調査で新たに把握した個人経営の事業所（雇用者なし）は、調査対象事業所全体の0.6%であったことから、影響は少ないものと考えられる。

(4) 調査方法の変更

【論点】

- a 調査対象名簿上の事業所情報と調査時点の事業所情報が異なり、調査票が不達となること等も考えられるが、調査対象名簿作成時点よりも後に移転又は新設された事業所については、どのように対応するのか。調査時点において調査員が実地確認を行う場合と比較して、メリットがデメリットを上回るといえるか。
- b オンライン・郵送調査の回収率はどの程度を見込んでいるのか。回答が得られなかった事業所に対し、どのような支援・督促等を行う予定か。
- c 本社一括調査は、複数の事業所を有する企業の場合、本社事業所の回答負担が大きいのが、どのような負担軽減策を講じる予定か。
- d オンライン回答の推進に向けた各種の取組について、令和4年に実施された試験調査ではどのような結果が得られたか。また、今回調査では、法人については、原則オンラインによる回答により実施する方向としているが、オンライン回答の推進方策や、オンライン回答が困難な事業所に対する支援は適切か。

【回答】

①移転、新設事業所への対応：論点 a

従前の調査員調査においては、調査期日の数か月程度前に調査対象名簿を作成し、その後に調査員が調査対象の実地確認を行うことにより、調査対象を確定させていたところである。

今回調査においては、調査票の郵送送付に先立ち、事前の環境整備（調査の事前周知含む）のため、「事前依頼はがき」を発送する予定としており、移転により不達となった場合などは、民間事業者において電話による問合せやホームページ情報等から移転等情報を把握・確認し、正しい送付先所在地に調査票を発送する予定としている。

また、新設事業所については、調査期日直前までの情報を行政記録情報（「労働保険情報」及び「商業・法人登記簿情報」）から取り込み、調査を実施する予定である。

このように、直前まで入手可能な情報を最大限活用することなどにより、正確な調査実施に努めてまいりたい。

②回収率：論点 b

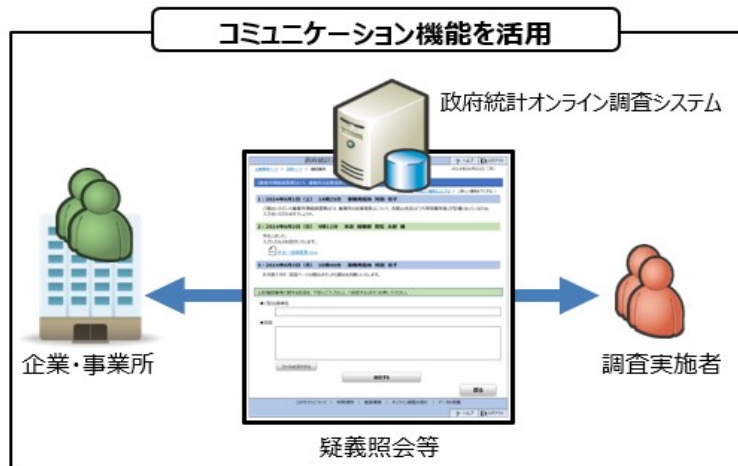
統計局が民間事業者に委託して実施している企業・事業所を対象としたオンライン・郵送調査では、約8～9割の回収率を確保しているところであり、今回の基礎調査においても、民間事業者のノウハウを最大限活用しつつ、更なる回収率の確保に努めてまいりたい。また、回答期日までに回答が得られなかった事業所に対しては、督促はがき、督促架電、公文書による督促状を効果的に組み合わせることなどにより、可能な限りの回収に努めてまいりたい。

③本社事業所の負担軽減策：論点 c

従前から取り組んできた、①事業所の情報を一覧表形式で入力可能な電子調査票（エクセル形式）を用意すること、②正式名称、所在地、電話番号、法人番号等の基本的な情報をあらかじめ調査票に印字（プレプリント）することなどに加え、今回の基礎調査では、従来電話などで行っていた疑義照会について、政府統計オンライン調査システム内で行えるコミュニケーション機能を活用する予定としている（令和5年度に実施する照会業務において試行的に運用し、令

和6年経済センサス - 基礎調査において全面的に活用予定)。

本機能は、調査回答者である企業・事業所と調査実施者とが、質疑応答をやりとりできる仕組みとなっており、過去にやりとりした内容も閲覧することができる。また、セキュリティ的にも安全な政府統計オンライン調査システム内でやりとりすることから、情報漏洩等のリスクを軽減することも期待できる。本機能を活用することにより、本社事業所は都合のよいタイミングで疑義照会への回答を行うことが可能となり、また、ファイル添付も可能となっていることから、これまで電話越しの口頭説明では伝わりにくかった疑義内容についてもわかりやすく正確に伝達することが可能となるなど、本社事業所の負担軽減につながるものと考えている。



④試験調査結果、オンライン回答推進方策：論点d

令和6年基礎調査においてオンライン調査の推進による業務の効率化を一層促進させることを目的として、約4,000事業所を対象に、令和4年9月1日現在で試験調査を実施した（ナッジ手法^{*}を導入した調査書類の有効性や、相対的にオンライン回答率が低い単独事業所や個人経営の事業所を中心に、オンライン回答できない理由等を踏まえた対応について検証）。

^{*}行動科学の知見に基づく工夫やしぐみによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するように促す手法

その結果、回答数に占めるオンライン回答の割合は51.8%となり、過去の経済センサスの本社等一括調査と比べてもオンライン回答率が高い結果となった。また、アンケート結果において、「調査書類がオンライン回答のきっかけになった」とする回答の割合が73.1%を占めるなど、ナッジ手法を用いた調査書類の作成がオンライン回答促進に一定の効果をもたらしたものと考えられる。

(参考：試験調査で用いたナッジ手法を活用した調査関係書類の例)

(例①：事前依頼はがき)

(裏面)

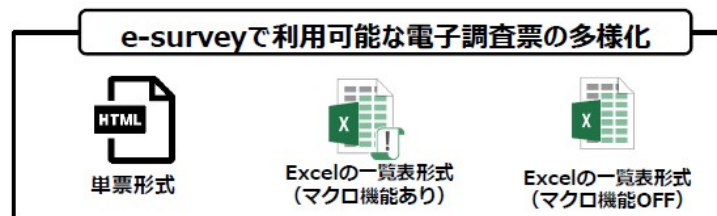
(表面)

※個人経営・単独事業所向け(スマホ可)

また、紙の調査票による回答を選択した者に対して、その理由をアンケートにより尋ねたところ、個人経営の事業所ではオンラインの操作が不慣れであるとの理由が多く、単独事業所については、内部手続き書類として必要との記述が見られた。

今回の令和6年基礎調査においては、法人についてはオンライン回答を原則とすることとし、試験調査で一定の効果が見られたナッジ手法を用いた調査関係書類の作成、コンタクトセンター※における支援体制の充実、オンライン回答を行った場合でも調査票の印刷が可能な旨の各種書類（発送用封筒等）への明示、といった取組により、オンライン回答のより一層の推進に取り組んでまいりたい。また、電子調査票の形式を多様化することにより、調査客体の事情に配慮したオンライン回答の環境整備（セキュリティの都合でマクロ機能が使用できない企業への対応など）に取り組んでまいりたい。

※電話に加えWebなど、多様な手段で問合せ対応を行う拠点・窓口



(5) 調査事項の変更

【論点】

- a 調査票において、削除を予定している設問について、そもそもどのような目的で把握していたのか。削除することによる利活用上の支障はないか。
- b 経済構造実態調査及び個人企業経済調査の回答内容からのデータ移送の対象となるのは、どの調査事項か。
- c 乙調査票において、職員数及び主な事業の内容について把握するのは新規に把握した事業所のみとしており、既存の事業所については、当該項目は調査事項となっておらず情報が更新されないこととなるが、利活用上の支障はないか。

【回答】

①削除等を予定している設問について：論点 a

(従業者数欄の従業上の地位別の区分の縮減)

本調査事項は、平成21年の基礎調査開始以来、従業上の地位別に把握していたものであるが、母集団名簿利用の観点で見た際に、事業所母集団DBの年次フレームの利用申請の多くが「従業者総数」と「常用雇用者数」の2項目となっていることを踏まえ、報告者負担の軽減や業務効率化等を考慮し、従業上の地位別の区分を縮減し、2項目のみの把握とするものである(乙調査における「職員数」についても同様)。

なお、基準年となる経済センサス - 活動調査においては従業上の地位別に把握しており、利活用上特段の支障はないものと考えている。



(活動状態欄の削除)

本調査事項は、前回調査(令和元年基礎調査)の主な目的が、法人番号公表サイトから追加した新規把握事業所の活動状態を明らかにすることであったために設けていたものである。今回の基礎調査では、最新の事業所母集団DBの情報を母集団とし、既存の事業所に対しても調査票を配布する予定であるため、当該欄を削除するものである(前々回調査(平成26年基礎調査)と同じ形)。

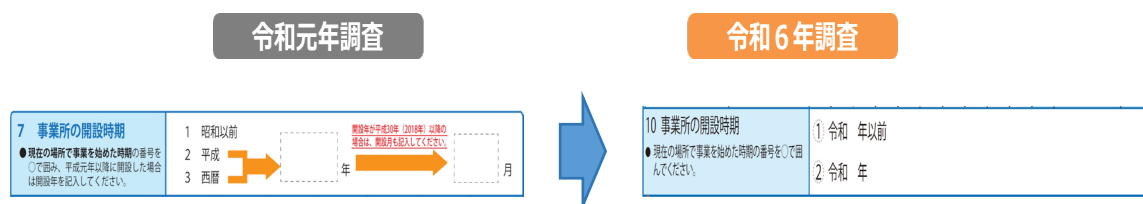


(事業所の開設時期の記入方式の変更)

本調査事項は、結果利用の充実を図るため、経済センサス - 基礎調査の前身である「事業所・企業統計調査」から設けられていたものである。

今回の調査対象名簿には、上記(3)論点a(p5)の回答のとおり、令和3年経済センサス - 活動調査の結果を基に、令和4年・5年の経済構造実態調査及び照会業務の結果等を反映させているため、令和5年6月1日までに開設した事業所については、既に開設時期の情報を把握できているものである。

一方で、令和5年6月2日から令和6年6月1日までに開設した事業所の開設時期を新たに把握する必要があるが、報告者負担軽減の観点も考慮し、今回から「開設年」に限って把握することとしたものである。なお、経済センサス - 活動調査及び経済構造実態調査においても「開設月」は把握しておらず、「開設年」が「令和5年以前」か「令和6年」かの区別が分かれば特段の支障はないものと考えている。



そのほか、管理・運営を委託している事業所に関する調査事項(調査票乙)^{※1}については令和3年経済センサス-活動調査において既に削除されていること、業態欄^{※2}については経済構造実態調査において設けられておらず、特段の支障は生じていないことから、今回の基礎調査では報告者負担軽減のために削除するものである。

※1： 指定管理者制度を念頭に、管理を委託されている民営事業所が甲調査の把握漏れとなることを防ぐことを想定して設定されていたもの。

※2： 「主な事業の内容」の産業分類格付時の審査の補助的情報として設けられていたもの。

②調査事項の重複等について：論点b

経済構造実態調査・個人企業経済調査と重複する以下の項目については、基礎調査票での回答は不要とし、各調査で把握した回答内容について基礎調査側へデータを移送することにより、報告者負担の軽減を図ることとしている。

経済構造実態調査(産業横断調査)	経済構造実態調査(製造業事業所調査)	個人企業経済調査
<p>【企業に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称、電話番号及び法人番号 ・所在地 ・経営組織及び資本金等の額 ・消費税の税込記入・税抜記入の別 ・売上(収入)金額 ・主な事業の内容 <p>【事業所に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業横断調査企業に属する事業所の名称及び所在地、電話番号、主な事業活動、従業者数、売上(収入)金額、新設事業所の開設時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称、所在地及び法人番号 ・経営組織 ・資本金額又は出資金額 ・従業者数 ・消費税の税込記入・税抜記入の別 ・製造品出荷額、在庫額等 ・品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上金額 ・従業者数

③ 乙調査の把握範囲について：論点c

公営事業所を対象とする乙調査については、令和元年以降毎年実施しており、令和3年経済センサス-活動調査では、既存の事業所を含めて全ての公営事業所の基本的事項を把握したところである。乙調査の対象となる公営事業所は、甲調査の対象である民営事業所とは異なり、職員数や主な事業の内容が大きく変更が生じる可能性が低く、地方公共団体の負担軽減のため、5年に1度の経済センサス-活動調査（基準年）において既存事業所も含む全ての公営事業所の当該調査事項を調査することとし、中間年の基礎調査では新設事業所のみ当該調査事項を把握することで特段の支障はないと考えている。

(6) 報告を求める期間の変更

【論点】

特になし。

(7) 集計事項の変更

【論点】

- a 集計事項について、調査結果の利活用の観点から、十分なものとなっているか。調査対象から除外される雇用者のいない個人経営の事業所及び企業等については、集計対象に含まれないこととなるが、利活用上の支障はないか。活動調査や集計対象を拡大する経済構造実態調査との関係を含め、経済構造統計の体系的整備の観点からみて、問題はないか。
- b 甲調査及び乙調査の結果は、母集団DBにおいて、いつからどのように収録され、結果が反映された年次フレームはいつから利用可能となるのか。
- c 過去の基礎調査及び活動調査との比較に際しての留意点は何か。過去の基礎調査及び活動調査のように、「センサス」との調査名称からは、全ての事業所・企業を対象とした調査結果との誤解も想定されるところ、調査結果の公表の際に、利用者に対してはどのような周知を行う予定か。

【回答】

①集計事項：論点a

前回調査（令和元年基礎調査）においては、既存の事業所は外観把握のみ、新規把握事業所は調査票を配布して基本的事項を把握するという調査方法であったため、経営組織別や資本金階級別などの詳細な集計は新規把握事業所のみとなっていたところ。

今回調査（令和6年基礎調査）での集計については、地方公共団体からの要望も踏まえつつ、既存の事業所も含め、地域別、産業分類別、資本金階級別など、以下のような詳細な集計を行う予定としている。なお、下線部分は前回調査との共通の集計事項である。

○地域区分：

- ・事業所に関する集計：全国、都道府県、大都市、県庁所在市・人口30万以上市、市区町村
- ・企業等に関する集計：全国、都道府県、大都市、市区町村

○分類区分：

- ・事業所に関する集計：産業分類、経営組織、従業者規模、常用雇用者規模、単独・本所・支所、企業産業分類、企業常用雇用者規模、本所の所在地、資本金階級
- ・企業等に関する集計：企業産業分類、経営組織、単一・複数、企業常用雇用者規模、企業従業者規模、資本金階級、国内支所数規模、国内支所の産業分類、国内支所の分布範囲

○集計事項：

- ・事業所に関する集計：事業所数、従業者数、常用雇用者、売上（収入）金額
- ・企業等に関する集計：企業等数、事業所数、従業者数、常用雇用者、売上（収入）金額

なお、主要な統計表については、今回調査対象となっていない雇用者のいない個人経営の事業所・企業等について、令和3年経済センサス-活動調査で得られた数値を含めて集計した参考値も併せて提供することを予定している。

②事業所母集団D Bへの令和6年基礎調査結果の反映：論点b

令和7年12月の今回調査の確報公表後、速やかに事業所母集団D Bへの格納を行う予定。

③過去の経済センサスとの比較に関する利用者への説明：論点c

令和元年基礎調査、令和3年活動調査及び令和6年基礎調査の甲調査における調査対象範囲は以下のように異なるため、結果公表の際、HP等において丁寧に説明を行ってまいりたい。

	令和元年基礎調査 (甲調査)	令和3年活動調査 (甲調査)	令和6年基礎調査 (甲調査)
調査対象範囲	全事業所 [※] ・新規把握事業所：基本的事項（売上高、従業員数等）を把握 ・既存の事業所：外観把握のみ	全事業所 [※]	雇用者のいない個人経営の事業所を除く全事業所 [※]

※ 国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所を除く。

- ・「大分類 A - 農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ・「大分類 B - 漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ・「大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類 79 - その他の生活関連サービス業」（「小分類 792 - 家事サービス業」に限る）に属する事業所
- ・「大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類 96 - 外国公務」に属する事業所

(8) 公表の期日の変更

【論点】

- a 甲調査の速報集計及び乙調査の集計について、ユーザーニーズへの対応などの面で、令和元年基礎調査より公表の期日を1か月前倒しする効果は何か。
- b 公表までの作業スケジュールの短縮は、データの集計や確認作業を行う上で、問題ないか。

【回答】

①集計スケジュール：論点a、b

前回調査（令和元年基礎調査）は、業務平準化のため、令和元年6月から翌年3月までの期間で実施したため、速報公表を令和2年6月末としたところ。今回調査（令和6年基礎調査）は、前々回調査（平成26年基礎調査）や令和3年経済センサス-活動調査と同様、実施年の6月1日を調査期日として行うため、調査実施から1年以内となる翌年の5月末までに速報を公表することとしている。

速報公表までの作業スケジュールは以下を想定している。前々回調査や令和3年経済センサス-活動調査も調査実施から1年以内に速報を公表しており、問題ないものと考えている。

- ・調査票回収～回答情報の検査（委託業者）※検査後、順次納品 令和6年6月～12月
- ・産業分類格付、個別審査 令和6年8月～令和7年2月
- ・結果表審査 令和7年3月～4月
- ・速報公表準備（公表資料の作成、HP、e-Stat掲載準備等） 令和7年5月
- ・速報公表 令和7年5月末

2 統計委員会諮問第113号の答申（平成30年8月28日付け統計委第8号）における「今後の課題」への対応状況

【論点】

- a 行政記録情報等の活用について、基礎調査ではこれまでにどのような取組が行われてきたのか、更なる活用に向けて、どのような課題があるか。

【回答】

事業所母集団DB整備における行政記録情報の活用については、第I期基本計画（「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）」）の中で、DB整備と併せて具体的に盛り込まれた内容であり、総務省では、平成21年度から、関係府省の協力も頂きつつ、有識者を交えた研究会にてその活用方法の検討・審議を重ね、平成24年度から「商業・法人登記簿情報」及び「労働保険情報」に基づく照会業務を本格的に開始した。

「商業・法人登記簿情報」からは、全ての法人について設立や解散等の情報を網羅的に把握することができ、また、「労働保険情報」からは、労働者を雇用している全ての事業所を把握することができるため、経常的にこれらの情報を入手・分析することにより、「新たに事業を開始」又は「廃業」したと考えられる事業所を早期に捉えることが可能となっている。これらの対象の事業所に照会を行い、その結果を用いて事業所母集団DBの更新（新設事業所はレコードの追加、廃業は削除処理）を行い、同DBの最新化を図っている。

また、これまでの経済センサスにおいては、直近の事業所母集団DBと上記2つの行政記録情報との照合によって、事業所母集団DBに収録されていない事業所を特定し、それら未収録事業所を追加する形で調査対象名簿を整備している。

引き続き、「商業・法人登記簿情報」及び「労働保険情報」の活用により、事業所母集団DBの最新化を行うとともに、その他の行政記録情報[※]について活用できるものがあれば、順次活用を進めてまいりたい。

※例えば、令和元年度に国土交通省から「建設業許可事業者名簿」の提供を受けることが可能となったため、令和3年経済センサス-活動調査の名簿に取り込んだ上で調査を行い、その結果を事業所母集団DBに反映している。

Ⅱ 経済構造実態調査の変更

1 今回申請された変更について

(1) 集計事項の変更

【論点】

- a 集計範囲が拡大される個人企業のデータは、当分の間、令和6年基礎調査及び令和3年活動調査の結果が据え置かれることになるが、本集計結果について、どのような利活用が想定されているか。ユーザーのニーズからみて、集計範囲の拡大は適当か。集計方法の改善等の予定はあるか。
- b 調査対象としていない個人経営の企業及び事業所に係る集計は、別途参考表や試算などとして公表する方法も考えられるが、基幹統計の一部に組み込んで公表する意義は何か。基幹統計は「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」又は「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」等に該当するものとされている（統計法第2条第4項）ことに照らして、適当か。
- c 本調査の調査対象としていない個人経営の企業及び事業所の集計方法について、ユーザーに対してはどのように周知する予定か。

【回答】

①個人経営の企業及び事業所を含めて集計を行う意義など：論点a、b、c

経済構造実態調査の目的は、経済センサス - 活動調査の中間年の経済構造統計を作成することである。

GDP 約9割を占める製造業及びサービス産業を調査対象とした2019年調査の創設以降、2022年調査において調査対象の全産業化、生産物分類の導入などにより、経済センサス - 活動調査とのシームレス化を図ってきたところ。

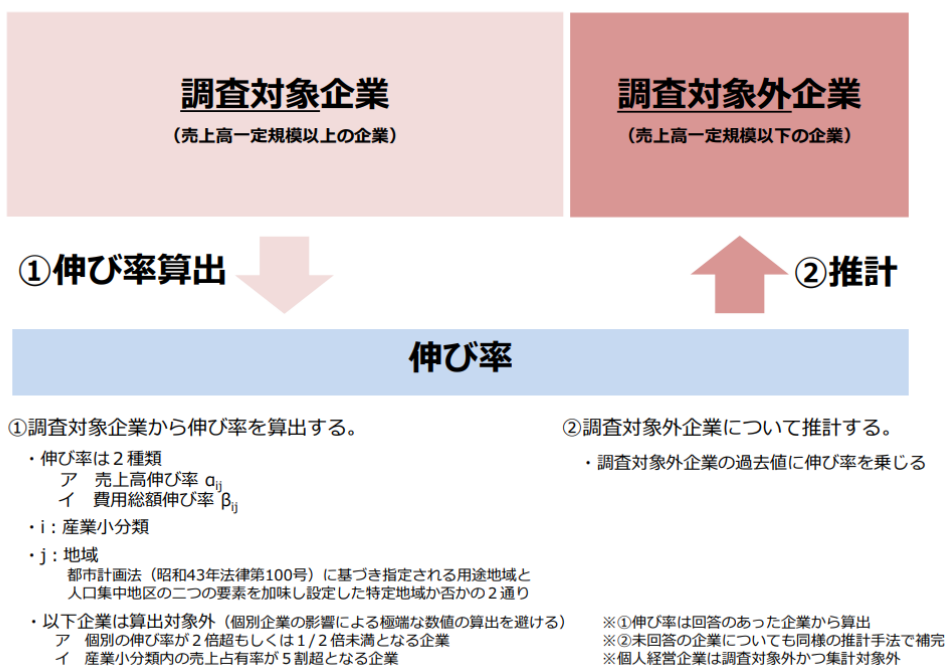
今回、個人経営の企業及び事業所を集計体系に加えることで、経営組織の面でも経済センサス - 活動調査と同じ範囲のデータを毎年提供することが可能となり、より一層のシームレス化が達成される。これにより、経済構造実態調査単独での利活用の充実に加え、経済センサス - 活動調査との連動性が更に向上し、基幹統計としての経済構造統計体系全体として、従前以上に国及び地方の産業政策への活用、SNA体系への活用などが期待される。さらに、産業界や学界においても積極的に活用いただけるよう、調査結果の周知にも取り組みたい。

なお、集計方法について、まずは母集団名簿作成時点の個人経営の企業及び事業所の売上高を個票単位でそのまま活用し、全体を集計することとしている。何らかの推計を行うことも考えられるが、個人経営の企業及び事業所は売上高の変動が大きく、推計手法の確立が難しい面もあり、引き続き研究を行ってまいりたい。

経済構造実態調査の集計方法については、HPにおいて概念図も含めて詳細を示すなど、丁寧な説明に努めており、当該概念図の更新・充実も含め、引き続き丁寧に説明してまいりたい。

(参考) 経済構造実態調査の集計方法概念図

経済構造実態調査 推計手法について (企業)



(2) 公表の期日の変更

【論点】

a 個人経営を含む集計表について、公表時期を調査実施翌々年の3月末とした理由は何か。結果の利活用の観点から支障はないか。

【回答】

① 集計スケジュール：論点 a

公表時期については、集計作業に要する期間を勘案して設定しているが、利活用の観点で言えば、基準年調査である経済センサス - 活動調査における同等の集計表の公表時期よりも早期に提供するスケジュールとなっており、特段の支障はないものと承知している。

調査名	調査実施期日	公表時期
経済構造実態調査四次集計	6/1	調査実施年翌々年の3月
経済センサス - 活動調査	6/1	調査実施年翌々年の6月

2 令和3年3月24日諮問第149号の答申及び令和3年7月9日付け総政審第235-1号による承認時に指摘された「今後の課題」への対応状況

【論点】

特になし。

以 上

経済構造実態調査の申請資料における正誤表

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧 IV 4次公表結果（企業等に関する集計）					
結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項	集計事項	
	企業等	全国	産業分類	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	大	○	○

※個人経営の企業を含む。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧
IV 4次公表結果（企業等に関する集計）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項	集計事項	
	企業等	全国	産業分類	経営組織	企業等数
第1表	○	○	大	○	○

※個人経営の企業を含む。

↑
不要な分類事項